

平成 29 年 1 月 27 日

審査庁 豊橋市長 佐原 光一
(担当課 財務部資産経営課)

審査請求人 寺本 泰之

反 論 書

平成 28 年 10 月 25 日付 28 豊契第 131 号の公文書（一部公開）決定に関する審査請求について弁明書（28 豊契第 171 号）が送付されてきたが、当該弁明書に記載された事項について反論があるので下記の通り反論する。

記

1、非公開とされた部分とその理由について

処分庁は、本件入札検討会議資料（以下、「本件公文書」という）のうち一部非公開とされた部分に関する情報は、①改正理由及び考え方に関する部分、②業者等への聞き取り調査の結果に関する部分及び③関係部署や幹事会の意見等に関する部分である。そして、これら①～③の情報は公開することによって、入札業者から不当な干渉等を受け入札制度検討過程で自由な意思形成が阻害される蓋然性があり（①）、聞き取り調査については協力者との信頼関係を損ね、今後正確な聞き取り調査に支障を来たす蓋然性があり（②）、また、関係部署や幹事会の意見等については、活発な議論による率直な意見交換をすることが躊躇される蓋然性が高いものである（③）としている。

したがって、入札制度検討事務は、反復継続される事務であり、本件公文書の公開により、将来の入札検討事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、として非公開とした。

2、1 について

(1) 「おそれ」の蓋然性については、審査請求書にも述べた通り、本条例第 6 条第 1 項第 7 号でいう「おそれ」の判断には単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するべきであり、最高裁判所の判断など

では、表現の自由などを制約する原理として「明白かつ現在の危険の存在」を採用している。

しかし、今回の弁明書においても「おそれ」について「明白かつ現在の危険の存在」を示していない。いたずらに根拠の無い「おそれ」を理由に非公開とする処分は、本条例第6条1項第7号を不当に拡大解釈している。

住民の知る権利を否定するものであり強く抗議する。

- (2) 請求人は、業者の個人名の公開を求めているのではない。処分庁が、非公開理由とする「業者の意見を公開すれば、業者が率直な意見を言わなくなる」ということについては、処分庁が住民の側に立った行政がされているかという点で著しい疑念を持つ。

本件公文書は、「工事に伴う委託業務の入札」の失格判断基準が、予定価格1,000万円以上が平成28年度から予定価格500万円以上に改定された根拠の分かる公文書である。入札制度は公金の支出に大きく関わることから、住民の生活に影響を及ぼす。処分庁は、この意味で住民に対して説明責任がある。当然業者の意見を住民に対して明らかにすることで、住民の理解を得ることができる。そうすることで行政と住民の信頼関係がはじめて構築される。このことが情報公開条例の目的であるはずだ。

そもそも公開されると率直な意見が述べられない業界とはいかなる業界なのか、住民はそのことに疑問を持つだろう。

- (3) 入札制度検討事務は、反復継続される事務であることは認める。しかし、先の制度がどのような意見のもとで導入されたかを知ることは、今後の制度改定にも必要な情報である。過去とその時々状況の両方を踏まえて制度はいちばん適正なものへと改定されるものと解する。したがって過去の情報を住民が知ることは、行政との信頼関係を築くことに有利に働くことはあっても不利に働くことはない。「反復継続される事務」であることから生じる具体的な「おそれ」が説明されておらず、非公開とする処分を到底理解することはできない。

3、最高裁判所判例について

- (1) 処分庁は、本件公文書は一定の基準に従って作成される文書でないこと
①、公表されているものではないし、公表を予定しているものではない
②から 東海環状道関連情報非公開処分取消請求事件に当たらない、とした。

(2) (1)の①について

ここで争点となるのは、公文書を公開することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障が生ずるかいなかである。

裁判において被上告人は、「本件公文書は、被上告人において検討中のものであり、本件専門部会の審議、協議、調査等が行われていた段階の未成熟かつ不確定なものというべきであるから、これを公開すると、そこに記載された本件都市計画に係る事業による環境への影響の予測ないし評価が既に確定したものと印象を県民に与えることが予想され、無用な誤解を招き、上記事業に関する議論が錯そうするなどして、現在又は将来の都市計画事業の審議等に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある。」として非公開を主張した。

これに対して最高裁は、「本件非公開決定がされた時点においては、本件環境影響評価書等の内容が確定し、これらが公にされていた上、既に本件都市計画の変更決定が行われていたというのである。そうすると、本件公文書を公開することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障が生ずる余地はない。」として公開を命じた。また、基準掛け率も公表されている。

本件公文書は、請求人が公開を請求した平成28年10月11日の時点で既に、工事に伴う委託業務の入札で失格判断基準導入が500万円以上に改定され実施されていた。したがってこの制度への意思形成に支障が生ずることはない。

入札制度については地方自治体の場合は地方自治法234条、施行令167条の5、適正化法、公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者である国、特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の品質確保の促進を図るため取り組むべき基本的な方針として定めるもの、などに基準は設けられており、その基準に基づき改正が行われる。

①の理由は当たらない。

(3) (1)の②について

「公表されているものではない」とか「公表を予定しているものではない」ということは、処分庁が言っているにすぎず、そうした処分が情報公開条例の趣旨にあたるかどうかは別問題である。「おそれ」の法的蓋然性を立証できないのであるから住民に公表すべきである。

まとめ

設計業務への失格判断基準導入は平成25年6月1日から行われており、その制度に基づいた「豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務」の入札が平成25年7月に行われている。この入札において請求人の寺本泰之が入札の違法性を争点に訴訟を起こしている。棄却となったが、平成28年（行コ）第13号の原審（名古屋地方裁判所平成26年（行ウ）第68号）の判決において裁判所は以下のように判示している。この判示は最高裁でも認めている。

「本件失格判断基準のように、適切に機能しているか否かが必ずしも明確ではない場合には、その導入後合理的な期間が経過した後に、これが適切に機能しているか否かについて検証する必要があるといわなければならない、このような検証をした結果、適切に機能していないことが判明したにもかかわらず、その是正を怠った場合、又は合理的な期間を経過してもなお検証すら行わない場合には、このような失格判断基準に基づく入札は違法になるというべきである。」
以上

また前記訴訟の前提となる監査請求に対する監査結果（平成26年5月28日付）には「市長に対する要望」が附記されている。その内容は以下の通りである。

「本基準は、調査基準価格を設定し、その価格を下回る価格で入札した者を保留し、その入札価格で当該業務の履行が可能かどうか調査及び審査した後に落札者を決定する低入札価格調査制度の効果を高める方法として、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による数値的基準として導入されたものであるが、本入札制度が試行であることを踏まえ、本基準の運用については、失格となった者に対する調査を行うなど、様々な検証を行うことによって本入札制度の透明性・信頼性を確保しつつ、より実効性の高い制度となるよう努められたい」

以上

豊橋市は、設計委託業務への失格判断基準導入の検証を平成28年12月末時点でも行っていない。失格判断基準を導入した平成25年6月1日から平成28年12月末の時点までの約3年半の間一度も失格者の入札価格等の検証を行っていない。

制度導入が適正であることを住民に証するためにも、非公開部分は最小限にとどめるべきである。

以上から1の①～③は個人情報を除き公開すべきである。